

平成26年10月6日

学 生 各 位

理事（教育・学生担当）
茅 野 甚治郎

気象警報の発表時等における授業等の取扱いについて（通知）

台風18号に伴い通学には困難が予想されますが、本日の授業は、「学生生活案内」に記載している『気象警報の発表時等における授業等の取扱いについて』により、休講とはなりません。

ただし、下記の理由により通学が困難な場合、及び通学に利用する公共交通機関が運行休止等になった場合、届出により、出席できなかった授業を公欠扱いとすることになっております。

公欠の届出は、後日、別紙様式「公欠届（気象警報・交通機関の運休）」により、修学支援課又は工学部学生係へ交通機関の運行休止を明らかにする書類とともに提出してください。

また、本件に関し不明な点等がありましたら、修学支援課又は工学部学生係まで問い合わせください。

休講措置：本学の所在地に気象警報（暴風警報，暴風雪警報及び大雪警報に限る。）が発表された場合

記

1. 休講措置の対象とならない気象警報（暴風警報，暴風雪警報及び大雪警報以外の気象警報）が発表された場合
2. 学生が居住する地域で気象警報が発表された場合
3. 気象現象，地震その他の理由により，鉄道，バス等の通学に利用する公共交通機関の運行に大幅な遅れ（運行休止を含む）が発生した場合